

# 令和2年度京都市における次期各区基本計画策定に向けた 取組支援業務委託仕様書

## 1 委託の目的

現行の各区基本計画に係る計画期間が令和2年度末に終了することを踏まえ、各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの新たな指針となるべく、区民の意見を反映した次期各区基本計画を策定することとしており、計画の策定に向けた取組について支援を行うものである。

なお、現時点で想定している業務内容を下記2に記載しているが、具体的な手法やこれを上回る実現性の高い提案を期待する。

## 2 業務の内容

### (1) 各区役所との協議

本業務委託契約締結後、速やかに各区役所と協議し、全体スケジュール、区民まちづくり会議等の開催計画、実施体制・役割分担等を協議する。

### (2) 区民まちづくり会議等（※）の運営補助

ア 区民まちづくり会議等の運営に関して、各区役所担当者と事前協議を行い、各区役所担当者からの指示に基づき、会議資料や会議の進行案を作成する。

イ 区民まちづくり会議等に出席し、必要な助言及び会議摘録作成の補助業務を行う。  
会議終了後1週間を目途に会議摘録を区役所に提出する

#### （※）区民まちづくり会議等

学識経験者や自治会、各種団体の代表者等20～30人程度で構成される、次期区基本計画の策定を議論する会議体。区によって、名称がことなる場合があるが、本仕様書においては、上記役割を持つ会議体を「区民まちづくり会議等」と総称する。なお、会議は契約期間中、2回、各回2時間程度を見込んでいるが、詳細は各区で異なる。また、区によっては、議論を活発化させる等の目的により、部会や別の会議体を設けている場合もある。

### (3) パブリックコメントの実施支援

ア パブリックコメントを実施するための概要版を作成する。ただし、デザイン及び印刷は除く。

イ パブリックコメントで出た市民意見を集約、分析し、市民意見に対する本市の考え方等を取りまとめた報告書等の作成を支援する。

### (4) 計画案の作成

令和元年度末に策定予定の各区基本計画の素案を元に、令和2年度に開催される区民まちづくり会議等での議論やパブリックコメントでの市民意見等を踏まえ、次期各区基本計画案を作成する。ただし、デザイン及び印刷は除く。

### 3 委託業務の履行期間

委託業務の履行期間は、契約の日の翌日から令和3年3月31日までとする。

### 4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 受託者は業務の実施に先立ち、各区を所管する責任者及び担当者を報告するとともに、業務実施計画書を提出し、本市担当者の承諾を受けること。  
なお、原則として、各区の担当者については重複しないこととする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり本市担当者と逐次協議を行うとともに、疑義が生じた場合は速やかに本市担当者と協議をし、指示を受けるものとする。また、会議への出席等、本市担当者からの業務要請に即応できる体制を構築すること。
- (4) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 業務上、受託者の不注意により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。

### 5 業務に伴う成果品の提出

本市に納品する成果品は以下のとおりとし、納品期限は令和3年3月31日とする。

成 果 品	提出先・提出部数	
	各区役所・支所	地域自治推進室
① パブリックコメントとりまとめ結果の報告書	各5部	—
② 本業務の実施に伴い取得又は作成した資料	—	一式
③ ①、②に係る電子データ	—	一式

※ ①については、各区役所・支所の該当分を地域力推進室に提出する。

(西京区及び伏見区については、本所・支所にそれぞれ5部ずつ提出する。)

※ ③の提出に際しては、CD-R等の記録媒体（USBメモリは使用不可）を使用する。

### 6 資料の貸与、返却等

本市が受託者に貸与した関係資料等は、業務の完了後直ちに返却すること。写しを取っている場合も同様とする。

また、業務完了後は、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料を、本市の承諾を得ずに保持しないこと。

## 7 留意事項

### (1) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果品及びその権利は、すべて本市に帰属するものとする。

### (2) 再委託等の禁止

受託者は寄託者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

### (3) その他

本仕様書に疑義がある場合は、本市担当者の指示に従うものとする。また、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市担当者と受託者が協議の上決定する。